

第48回南極条約協議国会議（ATCM48）開催経費



【令和8年度要求額 156百万円（新規）】



世界と協力して南極の自然環境を保全します。

1. 事業目的

第48回南極条約協議国会議（令和8年5月頃、広島市）を成功裏に開催し、南極条約協議国としての責任を果たす。

2. 事業内容

我が国は、南極地域における平和の維持、科学的調査の自由の保障とそのため国際協力等の点で重要な役割を果たしている南極条約を1960年に批准するとともに、南極地域の包括的な環境保護の措置を求める環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）を批准している。

南極条約協議国会議（ATCM）は、情報交換し、共通の利害関係のある事項について協議することを目的として、環境保護委員会（CEP）は、議定書の規定及び実施に関するATCMへの助言を行うことを目的として、それぞれ南極条約事務局により設置されている。

ATCM及びCEPは毎年開催され、両会議の主催については、協議国がアルファベット順に持ち回ることが慣例となっているところ、令和8年度に日本が32年ぶりに開催国を務めるものである。会議は5月頃に約2週間、広島市での開催を予定しており、南極条約協議国29か国の代表、非協議国の代表、国際機関の関係者等約400名が参加する見込み。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（単年度）

4. 事業イメージ

ATCM・CEPの開催運営支援等（外務省、文部科学省及び環境省の3省が均等に開催経費を分担して実施）
各種会場手配、会場設営、会場警備、ウェブサイトの作成、オンライン配信、宿舍の手配、機器システムの手配、会食の手配、参加者の接遇等といった会議運営業務、CEP/南極海洋生物資源科学委員会（SC-CAMLR）合同ワークショップの開催支援、専門家派遣及び職員による会議対応



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

電話：03-5521-8273